

IV. 諸外国の経済連携協定における国家間仲裁手続

協定名 ¹	解決機関	非違反申立	対象事項からの除外	協議前置義務	期限	パネリスト・仲裁人選任方法		
						名簿	人数	議長選任
NAFTA	仲裁型 (2004条)	○(2004条)	緊急措置 (804条)及び投資に関する問題の一部(1138条2項)は除外。	○(2007条1項)	中間報告書発出は最後のパネリスト選任から90日以内(2016条2項)、最終報告書の発出は中間報告書の発出から30日以内(2017条1項)。	○(附属書1901.2の1項、附属書1904.13の1項、1905条4項、2009条1項)	5(2011条1項(a)及び同条2項(a))	当事国の合意(2011条1項(b)及び同条2項(b))。期限までに合意が成立しなかった場合はくじで決定(2011条1項(d)及び同条2項(d))。
FTAA	FTAA(23章11条)	○にすることも検討中(23章3条1項)	競争分野で一部例外が生じる可能性あり(19章7条2項(検討中))。	○(23章11条1項)	中間報告書発出はパネリスト設置から[]日以内(23章23条1項)、最終報告書の発出は「中間報告書の発出/パネリスト設置」から[]日以内(23章24条2項)。	○にすることも検討中(23章12条)	3(23章13条3項(a))	FTAA事務局の決定に依る案、当事国の合意に依る案がある(23章13条3項(b))。当事国の合意に依る案の中には合意が成立しない場合はくじで決めるとする案もある。
US-ヨルダン	ハイブリッド型(17条1項(b)(c))	△(協定により認められる貿易利益のバランスが著しく害された場合も申立可(17条1項(a)(iii)))	なし	○(17条1項)	最後のパネリスト選任から90日以内に仲裁判断(17条1項(d))	×	3(17条1項(c))	先に選任された2人のパネリストの合意(17条1項(c))
M E R-COSUR	紛争解決手続を規定している Protocolo de Olivos の英語訳あり。具体的な内容については不明(①)。					○(事務局ウェブサイト)	左記①参照。	
CACM	ハイブリッド型(26条)	×(26条)	なし	○(26条)	規定なし	×	締約国の数(26条)	各締約国が3人ずつ候補者を挙げ、その中からくじで締約国1国につき1人の割合で選任(26条)

1 LAIA：締約国が主張する違反に関する事項の解決が Committee の職掌に含まれるものの(35条 m)、紛

IV. 諸外国の経済連携協定における国家間仲裁手続

第三国参加	証拠収集権限	決定方法	上訴手続	履行確保手段			透明性		
				期限	履行方法	対抗措置	提出文書	ヒアリング	最終判断
○ (2013条)	パネルの裁量又は当事国の要請により、専門家からの意見聴取(2014条)。当事国が反対しない限り、Scientific Review Board (2015条)。	規定なし。なお、事務的事項については議長に一任できる (Model Rules of Procedure 14条)。	規定なし	規定なし。ただし、対抗措置の欄参照。	協定に違反すると認定された措置の不適用又は廃止を原則とする (2018条2項)。当該紛争の解決方法につきパネルが勧告できる (2016条2項(c))。	解決方法につき最終報告書の受領から30日以内に合意できなかった場合、利益適用の停止が可能 (2019条1項)。	規定なし	規定なし	公開 (2017条4項)
○ (23章1条1項)	パネルの裁量又は当事国の要請により、専門家からの意見聴取(23章21条)。当事国が反対しない限り可能という規定にするか否か検討中。	過半数の賛成 (23章24条3項)	○にすることも検討中 (23章27条)	仲裁判断の中に定められた期限までに履行するものとも検討中 (23章31条2項)。	規定なし	30日以内に解決方法についた合意できなかった場合、利益適用の停止が可能とすること (23章32条2項) 及び期限までに上記合意が成立しなかった場合には上訴可とすること (23章32条3項) をそれぞれ検討中。	公開すること及び公開としないのいずれも検討中 (23章40条1項)。	公開すること及び公開としないのいずれも検討中 (23章41条1項)。	公開すること (23章24条4項) 及び公開としない (23章40条1項) のいずれも検討中。
×	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
×	規定なし	再多数かつ3人以上の賛成があった案が通る (26条)。	規定なし (なお仲裁判断の内容のうち、協定の解釈又は適用に関する部分は当事国以外の締約国との関係においても既判力を持つ (26条)。	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし

争解決手続の規定はない。

IV 諸外国の経済連携協定における国家間仲裁手続

資料編

協定名 ¹	解決機関	非違反申立	対象事項からの除外	協議前置義務	期限	パネリスト・仲裁人選任方法		
						名簿	人数	議長選任
CARICOM	仲裁型(204条)(但し、相手国の同意がないと仲裁申立をできない。)	○(187条)	なし	○(193条3項)	仲裁廷設置から3か月以内に裁定(201条1項)	○(205条1項)	3(205条1項)	先に選任された2人の仲裁人の合意(205条1項)。期限までに合意が成立しなかった場合、CARICOM事務局長が選任(205条2項)。
CARICOM ーコロン ビア	拘束力のない勧告のみを行い得る機関(21条)	×(21条1項)	Joint Councilが紛争解決手続に関するガイドラインをFTAの効力発生から					
Andean Community	ハイブリッド型(47条、TCJ ² 24条)	不明(右記②参照)。	協定の適用により生じた紛争はTCJの規定に従い解決(47条)。	Andean Community Commissionが仲裁メカニズムを設置でき設置されたとして具体的にどのような手続が規定されているか				
EEA	原則として理事会型(111条1項)、一部ハイブリッド型(111条3項・4項)	×(111条3項)	セーフガード措置等について、協定の解釈に関する事項を取り扱うことのできない仲裁手続の規定あり(111条4項、議定書33)。この分野においてのみハイブリッド型。	規定なし	規定なし	○(議定書33、3条)	3(議定書33、1条)	先に選任された2人の仲裁人の合意。期限までに合意が成立しなかった場合、当該2人の仲裁人は、EEA Joint Committeeが作成し維持している名簿の中から3人目を選ぶ(議定書33、3条)。
ECーノ ルウェー	拘束力のない勧告のみを行い得るJoint Committee(29条)	×(29条)	Joint Committeeは自らrules of procedureを定めるとあるが(29条3項)、その内容については、具体的な内容については不明(③)。			Joint CommitteeはECの代表者及びノルウェーの代表者から成る(30条1項)。		
ECーエ ストニア	ハイブリッド型(39条2項・4項)	×(39条1項)	なし	△(Joint Committeeで紛争が解決されなかった場合、仲裁申立が可能(39条4項))	仲裁人の選任以外、規定なし	×	3(39条4項)	Joint Committee(39条4項)
ECーモ ロッコ	ハイブリッド型(86条2項・4項)	×(86条1項)	なし	△(Association Councilで紛争が解決されなかった場合、仲裁申立が可能(86条4項))	仲裁人の選任以外、規定なし	×	3(86条4項)	Association Council(86条4項)

2 本表においては、Treaty establishing the Court of JusticeをTCJというものとする。

IV. 諸外国の経済連携協定における国家間仲裁手続

第三国参加	証拠収集権限	決定方法	上訴手続	履行確保手段			透明性		
				期限	履行方法	対抗措置	提出文書	ヒアリング	最終判断
○ (208条)	仲裁廷の裁量による第三国からの意見聴取(207条4項)。仲裁廷の裁量又は当事国の要請による専門家からの意見聴取(209条)。	過半数の賛成(207条7項)	×(仲裁判断はfinal(207条7項))	規定なし(なお履行方法の欄参照)	仲裁判断の内容の解釈・履行について当事国間に合意が成立しない場合、各当事国は、仲裁判断から30日以内に仲裁廷に対し仲裁判断に関する規範定立を要請できる(207条6項)。	規定なし	非公開(207条3項)	非公開(207条3項)	規定なし
6か月以内に定めるとある(21条2項)、(具体的な内容については不明)。									
ると規定されているが(Temporary Provisions, Third)、実際にそのようなメカニズムが設置されたか否か、またについて、具体的な内容は不明(②)。									
規定なし	規定なし	過半数の賛成(議定書33、4条)	×	規定なし(なお対抗措置の欄参照)	EEA Joint Committeeが「紛争を解決する(settle the dispute)」とあるので、履行方法に関する勧告も運用としてなされている可能性はある(111条2項)。	手続開始から6か月以内にEEA Joint Committeeが紛争を解決できず、かつEC裁判所への申立もなされなかった場合、セーフガード措置又はEEA Joint Committeeによる対応(附属書の改訂又は附属書の適用の停止を含む)(111条3項、102条)。	規定なし	規定なし	規定なし
左記③参照。		全員一致(“mutual agreement”(30条2項))	左記③参照。						
×	規定なし	過半数の賛成(39条4項)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
×	規定なし	過半数の賛成(86条4項)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし

資料編

協定名 ¹	解決機関	非違反申立	対象事項からの除外	協議前置義務	期限	パネリスト・仲裁人選任方法		
						名簿	人数	議長選任
Europe Agreement	ハイブリッド型(114条2項・4項)	×(114条1項)	なし	△(Association Councilで紛争が解決されなかった場合、仲裁申立が可能(114条4項))	仲裁人の選任以外、規定なし	×	3(114条4項)	Association Council(114条4項)
コトヌ協定	ハイブリッド型(98条1項・2項)	×(98条1項)	なし	△(Council of Ministersで紛争が解決されなかった場合、仲裁申立が可能(98条2項(a))。)	3か月以内に仲裁判断(いつから3か月かは規定なし)(98条2項(c))	×	3	先に選任された2人の仲裁人の合意。期限までに合意が成立しなかった場合はPCAの事務局長が選任(98条2項(b))。
EFTA	ハイブリッド型(47条・48条)	×(47条1項)	なし	○(48条1項)	最後の仲裁人選任から6か月以内に仲裁判断(附属書T、1条9項)	×	3(附属書T、1条1項)	当事国の合意。期限までに合意が成立しなかった場合はICJ所長に委嘱(附属書T、1条4項・5項)
ロシア－キルギスタン	交渉又は協議による解決のみ(3条5項、17条)	—	—	—	—	—	—	—
CEFTA	当事国間の協議又はJoint Committeeにより解決されなかった紛争を解決するための仲裁手続を規定することを検討するとある(Record of Understandingsの7項)。その後実際に仲裁手続が規定されたか否かに関する情報について、具体的な内容は不明(④)。			○(Record of Understandingsの7項)	左記④参照。			
GCC	紛争解決手続に関する規定が無い。							
SAARC	理事会型(20条)	×(20条1項)	なし	○(20条6項)	付託から60日以内に勧告(20条7項)。	—	—	—

IV. 諸外国の経済連携協定における国家間仲裁手続

第三国参加	証拠収集権限	決定方法	上訴手続	履行確保手段			透明性		
				期限	履行方法	対抗措置	提出文書	ヒアリング	最終判断
×	規定なし	過半数の賛成(114条4項)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
規定なし。なお、optional arbitration regulation of the Permanent Court of Arbitration for International Organizations and States が採用されている(98条2項(c))。		過半数の賛成(98条2項(c))	規定なし。なお、optional arbitration regulation of the Permanent Court of Arbitration for International Organizations and States が採用されている(98条2項(c))。						
○(附属書T、1条8項)	規定なし。なお、Optional Rules for Arbitrating Disputes between Two States of the Permanent Court of Arbitration (PCA), effective 20 October 1992 が採用されている(附属書T、1条6項)。	過半数の賛成。少数意見は公開されない(附属書T、1条7項)。	×(仲裁判断は final(48条3項))	規定なし	協定違反と判断された措置の適用停止又は廃止が原則(附属書T、2条2項)	補償請求又は利益の適用停止(附属書T、3条1項(a)及び(b))	規定なし。なお、Optional Rules for Arbitrating Disputes between Two States of the Permanent Court of Arbitration (PCA), effective 20 October 1992 が採用されている(附属書T、1条6項)。		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		Joint Committee は全員一致(35条2項)	左記④参照。		Joint Committee の勧告権限の範囲には制限なし(34条4項)。	左記④参照。			
規定なし	Committee of Experts (COE) の裁量により専門家から意見聴取可(20条8項)。	規定なし(COE 及び SAFTA Ministerial Council (SMC) いずれも rules of procedure を自ら定める(10条10項))。	SMC に上訴可。SMC は上訴申立から60日以内に判断(20条9項)。	勧告から30日以内に被申立国は履行の意思を Committee of Experts に通知(20条11項)。	Committee of Experts 及び SMC のいずれも履行方法についても勧告できる(20条10項)。	勧告から90日以内に被申立国が履行しない場合、Committee of Experts は申立国に対し利益の適用停止の権限を与え得る(20条11項)。	規定なし	規定なし	規定なし

IV

諸外国の経済連携協定における国家間仲裁手続

資料編

協定名 ¹	解決機関	非違反申立	対象事項からの除外	協議前置義務	期限	パネリスト・仲裁人選任方法		
						名簿	人数	議長選任
Bangkok Agreement	理事会型 (16条)	× (16条)	なし	△ (違反があると考えられる場合は違反国に対し通知 (16条))	規定なし (16条)	—	—	—
ASEAN-中国	締約国は協定の効力発生から1年以内に紛争解決手続を規定するものとされているが (11条1項)、実際							
韓国-シンガポール	仲裁型 (20.6条) TBTにおいてのみ TBT Joint Committee があり ハイブリッド型 (8.7条)	○ (20.2条1項。内国民待遇、市場アクセス、原産地表示、サービスの越境貿易において可。)	競争 (15章) 及び 協力 (18章) は除外 (15.8条2項、18.1条)。金融サービス (12章) においては若干変更される (12.12条1項)。	○ (20.6条1項)	最後のパネリスト選任から90日以内に中間報告書 (20.11条2項)、中間報告書発出から30日以内に最終報告書 (20.12条1項)。	×	3 (20.7条1項)	両締約国の合意 (20.7条1項)。期限までに合意が成立しなかった場合、各締約国がそれぞれ4名ずつ候補者を挙げ、その中からくじで決定 (20.7条2項)。
ASEAN (AFTA)	元は理事会型 (8条) だが、下記の Protocol が適用されることから、右記の Council 等における手続と合わせハイブリッド型に分類。	× (8.2条)	なし	○ (8条3項)	規定なし	—	—	—
ASEAN (ASEAN Protocol on Enhanced Dispute Settlement Mechanism)	仲裁型 (議定書 ³ 5条)	× (議定書3条1項)	なし	○ (議定書5条1項)	パネル設置から60日以内に報告書を Senior Economic Officials Meeting (SEOM) に提出。例外的に10日間の延長があり得る (議定書8条2項)。	○ (事務局が作成・維持を (議定書 II、1条4項)。	3 (但し当事国の合意により5人にすることも可 (議定書 II、1条5項))	3人とも事務局が選任 (議定書の附属書 II、1条6項)

³ ASEAN Protocol on Enhanced Dispute Settlement Mechanism を指す。

IV. 諸外国の経済連携協定における国家間仲裁手続

第三国参加	証拠収集権限	決定方法	上訴手続	履行確保手段			透明性		
				期限	履行方法	対抗措置	提出文書	ヒアリング	最終判断
規定なし	規定なし	過半数の賛成(16条)。3分の2が出席している中での過半数の賛成(19条)。	規定なし	規定なし	規定なし	被申立国が勧告に従わない場合、Standing Committee は申立国に対し利益適用停止の権限を与え得る(16条)	規定なし	規定なし	規定なし
にどのような手続が定められたか、具体的な内容については不明。									
×	パネルの裁量により又は締約国の要請により、専門家等から意見聴取可(20.10条1項)。	全員一致。意見が一致しない場合は過半数の賛成(附属書20A、20項)。	上訴不可(20.13条1項)	両締約国の合意により決定。合意が成立しない場合、パネルに決定を要請可(20.13条2項(b))。	パネルが決定できるのは期限に限られている(20.13条2項(b)(同項(a)参照))	最終報告書発出から30日以内に履行方法につき合意できない場合は期限経過後30日以内に履行がなされない場合、交渉開始(20.14条1項)。交渉開始から20日以内に補償につき合意が成立しない場合、利益の適用停止の通知可。通知から30日後に実際の適用停止が可(20.14条2項)。	非公開(附属書20A、21項)但し自国が提出した提出文書の公開は可(附属書20A、21項(a))。	非公開(附属書20A、21項)	公開(20.12条2項)
規定なし	規定なし	規定なし	規定なし(但し、まず Council に付託され、必要に応じて ASEAN Economic Ministers に付託される(8条3項)。	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
○(議定書11条2項)	パネルの裁量により専門家等から意見聴取可(議定書8条4項)	規定なし	AEM が Appellate Body を設置(議定書12条1項)	SEOM によるパネル又は上級委員会報告書の採択から60日(議定書15条1項)。	パネル、上級委員会いずれも履行方法について提案できる(議定書14条1項)。なお被申立国は履行の状況について SEOM に報告しなければならない(議定書15条4項)。	補償又は利益の適用停止(議定書16条1項)。	非公開(議定書の附属 II、2条3項)	非公開(議定書の附属 II、2条2項)	規定なし

IV 諸外国の経済連携協定における国家間仲裁手続

資料編

協定名 ¹	解決機関	非違反申立	対象事項からの除外	協議前置義務	期限	パネリスト・仲裁人選任方法		
						名簿	人数	議長選任
オーストラリアーシングポール	仲裁型(16章4条)	×(16章1条1項、6条1項)	なし	○(16章4条)	仲裁廷設置から60日以内に最終報告(16章7条11項)	×	3(16章5条1項)	先に選任された2人の仲裁人の合意。期限までに合意が成立しなかった場合、両締約国の合意(大臣が会談する)(16章5条1項・3項)
タイニージーランド	仲裁型(17.4条)	×(17.1条1項)	SPS(6.13条2項)、電子商取引(10.8条)、政府調達(13.6条)、Treaty of Waitangi関連事項(15.8条2項)は除外。	○(17.4条1項)	仲裁廷設置から120日以内に仲裁判断(17.9条3項)	×	3(17.5条1項)	先に選任された2人の仲裁人の合意。期限までに合意が成立しなかった場合、ICJ所長に選任を委嘱できる(17.5条1項・3項)
ANZCERTA	協議規定のみ(22条2項)	○(22条2項)	—	—	—	—	—	—
SPARTACA	協議規定のみ(10条)	—	—	—	—	—	—	—
EAC	(理事会型)(23条)	×(27条1項)	なし	×(28条1項)	判決は弁論終結から60日以内(Rules of Procedure 66条1項)	×	裁判官は6人以内(24条2項)	Summit(各締約国の首長から成る(10条1項))が選任(24条4項)

IV. 諸外国の経済連携協定における国家間仲裁手続

第三国参加	証拠収集権限	決定方法	上訴手続	履行確保手段			透明性		
				期限	履行方法	対抗措置	提出文書	ヒアリング	最終判断
×	締約国と協議のうえ、仲裁廷の裁量により専門家等から意見聴取可(16章7条9項)	全員一致。意見が一致しない場合、過半数の賛成(16章6条3項)	規定なし	期限は両締約国の合意で決定。仲裁廷の報告から45日以内に合意が成立しない場合、仲裁廷に決定を要請できる(16章9条1項)	規定なし	違反が是正されたか否かにつき意見の不一致がある場合、仲裁廷に判断を要請でき(16章9条2項)、その判断から20日以内に違反が是正されないときは両国は交渉に入る(16章10条1項)。交渉開始から20日以内に補償につき合意が成立しないときは申立国は仲裁廷に対し適用を停止できる利益の程度の決定を要請できる(16章10条2項)。	非公開(16章7条2項)	非公開(16章7条1項)	公開(16章7条11項)
×	仲裁廷の裁量により又は締約国の要請により専門家等から意見聴取可(17.7条10項)	全員一致での決定に努めるが、過半数の賛成でも(17.6条3項)	×(仲裁判断は「final」(17.11条4項))	被申立国は仲裁判断受領から30日以内に予定する措置を申立国に提示(17.10条2項)	規定なし	左記提案から30日以内に解法方法の合意に至らない場合、申立国は利益の適用停止を通知でき、通知から30日後に実際の適用停止可(17.11条1項)	非公開(17.7条2項)	非公開(17.7条1項)	公開(17.9条4項)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
○(40条)	規定なし(なおSummit、Council、締約国は裁判所に対し意見提出要請が可(36条1項))	全員一致でなくても良い(Rules of Procedure 66条4項)	上訴不可(35条1項)新事実の判明等、限定的な場合のみ判決の修正要求可(35条3項)	規定なし	国内法に従う(44条)	規定なし	規定なし	原則として公開(35条1項)	原則として公開(35条1項)

IV 諸外国の経済連携協定における国家間仲裁手続